

旧（京都府戦略的地震防災対策指針平成21年4月）

新（第二次京都府戦略的地震防災対策指針平成27年月）

第1章 戦略的地震防災対策指針の策定に当たって

第1章 戦略的地震防災対策指針の改定に当たって

1 策定の趣旨

地震被害の軽減・抑止を図るため、地震に対する減災目標及びこれを達成するための具体的な数値目標を明示し、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等が連携・協働して、戦略的に地震防災対策を推進することを目的に策定。

1 これまでの経緯等

前戦略的地震防災対策指針は、地震被害の軽減・抑止を図るため、地震に対する減災目標及びこれを達成するための具体的な数値目標を明示し、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等が連携・協働して、地震防災対策を推進することを目的に平成21年に策定した。
その後、前戦略指針及び5箇年の実施計画である同推進プランに基づき、事前対策から復興対策に至る総合的な地震対策に取り組んできたところであるが、東日本大震災が発生するとともに、社会情勢が大きく変化してきた。
これらの情勢の変化等に対応するため、当初10箇年の計画として策定したところであるが、新たな戦略指針については今後10年を見据えて改定し、併せてその当初5箇年の推進プランを策定することとした。

2 京都府を取り巻く地震災害のリスク

府内に多く存在する活断層による直下型地震と、発生確率の高い東南海・南海地震を視野に入れた対策を進める必要がある。

2 京都府を取り巻く地震災害のリスク

府内に多く存在する活断層による直下型地震、発生確率の高い南海トラフ地震及び日本海側における津波災害を視野に入れた対策を進める必要がある。

第2章 戦略的地震防災対策指針の基本的考え方

第2章 戦略的地震防災対策指針の基本的考え方

1 戦略的地震防災対策指針の位置づけ

- (1) 今後30年を見据えて、当初の10箇年で、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等が、重点的に取り組むべき施策及び事業の推進方向を示す。
- (2) 本指針に定められた数値目標や各種施策目標は、可能な限り京都府地域防災計画（震災対策計画編）に盛り込む。
- (3) 国の地震防災戦略が地方公共団体に策定を求めている地域目標、及び地震防災対策特別措置法第1条の2に定める地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標として位置づける。

1 戦略的地震防災対策指針の位置づけ

- (1) 今後10箇年で、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等が、重点的に取り組むべき施策及び事業の推進方向を示す。
- (2) 本指針に定められた数値目標や各種施策目標は、可能な限り京都府地域防災計画（震災対策計画編）に盛り込む。
- (3) 国の地震防災対策特別措置法第1条の2に定める地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標として位置づける。

2 戦略的な地震防災対策の推進

府民のかけがえのない命を守ることを第一に、事前対策から復興対策に至るあらゆる局面の対策を体系的・階層的（目的と手段の明確化）に整理するとともに、施策の優先順位をつけ、戦略的に地震対策を推進する。

2 改定の視点

- 社会情勢の変化等に対応するため、改定にあたっては以下の視点を踏まえることとした。
- ① 南海トラフ地震の被害想定や、国の計画を踏まえること
 - ② 社会構造の変化を踏まえること
 - ③ 公共施設の防災性能の向上を図るに当たり、コスト低減を図ること
 - ④ 自助・共助による減災に向けた行動を強化すること
 - ⑤ 近年の相次ぐ災害への対応の教訓や経験を生かすこと
 - ⑥ 危機管理の標準化への動きを踏まえること
 - ⑦ 情報通信技術（ICT）の活用を踏まえること

3 戦略的な地震防災対策の推進

府民のかけがえのない命を守ることを第一に、事前対策から復興対策に至るあらゆる局面の対策を体系的・階層的（目的と手段の明確化）に整理するとともに、施策の優先順位をつけ、戦略的に地震対策を推進する。

3 重点的取組事項

府民の生命を守ることを第一において、以下の事項を重点的に推進する。

- (1) 府民の生命と生活を守る
 - ・住宅の耐震化の促進
 - ・重要施設の耐震化の促進
 - ・地震に強いまちづくりの推進
 - ・災害対応体制の確立
- (2) 京都らしさを守る
 - ・文化財等の保護対策の推進
 - ・観光客等の保護対策の推進
 - ・大学・企業の事業継続体制の確立等
- (3) 地域力を高める（地域の絆を高め、防災力を高める）
 - ・防災意識の向上
 - ・地域防災力の向上

4 策定主体

京都府防災会議

5 計画期間

平成21年度～平成30年度（10年間）

6 実施主体

国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等

第3章 戦略的地震防災対策指針

1 基本理念

地震等の大災害から府民の生命・身体・財産を守り、安心・安全、希望の京都を実現する。

2 減災目標

今後10年間で、東南海・南海地震の被害を可能な限り抑止するとともに、直下型地震の被害を半減する。

3 具体目標

基本理念に即して、減災目標を達成するため、人的・物的被害の低減、社会・経済活動の継続のそれぞれの側面から具体的な数値目標を定める。

4 重点的取組事項

府民の生命を守ることを第一において、以下の事項を重点的に推進する。

- (1) 府民の生命と生活を守る
- (2) 京都らしさを守る
- (3) 地域力を高める（地域の絆を高め、防災力を高める）

5 策定主体

京都府防災会議

6 計画期間

平成27年度～平成36年度（10年間）

7 実施主体

国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等

第3章 戦略的地震防災対策指針

1 基本理念

地震等の災害に対して、従来の対策を超える徹底した災害対策に迅速に取り組み、府民の暮らしを守る。

2 減災目標

住宅の耐震化率を95%にする等により、南海トラフ地震及び直下型地震の死者を7割減少させる。

※ 住宅の耐震化率については、国の目標である平成32年度95%を当面の目標として設定することとし、今後、状況に応じて適宜見直しを行うこととする。

3 具体目標

基本理念に即して、減災目標を達成するため、人的・物的被害の低減、社会・経済活動の継続のそれぞれの側面から具体的な数値目標を定める。

なお、平成26年に国が策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」や「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン 2014」に盛り込まれている数値目標は、京都府においても取り入れることとする。

○減災効果（例：人的被害）

<花折断層地震における減災効果：（耐震化率90%）の場合>

死者数の軽減	現 状	対策後	減災効果	
	6,900人	<u>2,600人</u>	<u>4,300人減</u>	<u>62.3%減</u>

<東南海・南海地震における減災効果：（耐震化率90%）の場合>

死者数の軽減	現 状	対策後	減災効果	
	<u>130人</u>	<u>10人</u>	<u>120人減</u>	<u>92.3%減</u>

◆府民の生命と生活を守る ※（ ）内は目標年度を示す。

○住宅の耐震化率90%を目指す。（H27）

○家具の固定率51%を目指す。（H26）

○防災拠点となる公共施設の耐震化率80%を目指す。（H25）

○公立小・中学校の耐震化率90%を目指す。（H25）

※倒壊の危険性が高い施設は100%を目指す。（H24）

○緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率を、第1次緊急輸送道路については100%、第2次緊急輸送道路については約80%を目指す。（H22）

○緊急輸送道路の改良率約83%を目指す。（H22）

○ライフラインの復旧体制の充実

・火力発電設備、変電設備、配電設備等電力設備の耐震化を図る。

・ガス整備の耐震性の向上と都市ガス供給停止ブロックの細分化を進める。

・水道の基幹管路の耐震化を図る。

・下水道施設の耐震化を図る。

◆京都らしさを守る

○文化財建造物の耐震化、各種消火設備の所有者と連携した整備等のほか、自主防災組織と消防機関の連携等により地域ぐるみで文化財保護対策を推進する。

○観光客支援マニュアルの整備等、観光客等の保護対策を推進する。（H25）

○過半数の中堅企業、大学等における事業継続計画の策定を目指す。（H26）

◆地域力を高める

○「消防団活動活性化プラン」に基づき、消防団活動を活性化する。

○自主防災組織の組織率100%を目指す。（H30）

○指導者向けの講習会の開催や、防災教育用教材を制作・普及することにより防災教育を充実する。

○災害時要配慮者避難支援体制の確立を目指し、全市町村において避難支援計画を整備する。（H21）

○減災効果（例：人的被害）

<花折断層地震における減災効果：（耐震化率95%）の場合>

死者数の軽減	現 状	対策後	減災効果	
	6,900人	<u>2,160人</u>	<u>4,740人減</u>	<u>68.7%減</u>

<南海トラフ地震における減災効果：（耐震化率95%）の場合>

死者数の軽減	現 状	対策後	減災効果	
	<u>860人</u>	<u>250人</u>	<u>610人減</u>	<u>70.9%減</u>

◆府民の生命と生活を守る ※（ ）内は目標年度を示す。

※ ★は国より高い目標や京都府独自の目標を設定している事業

○住宅の耐震化率95%を目指す。（H32）

○家具の固定率65%を目指す。（H35）

○防災拠点となる公共施設の耐震化率100%を目指す。（H35）

○公立小・中学校の耐震化率100%を目指す。（H28）

○第2次緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率100%を目指す。（H27）★（国：H28 82%）

○ライフラインの復旧体制の充実

・高い耐震性を有する都市ガス導管の割合90%を目指す。（調整中）

・浄水施設（乙訓浄水場）の耐震化を完了する。（H28）★（府独自目標）

・府営水道の基幹管路耐震化率56.3%を目指す。（H34）★（国：H34 50%）

・地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率70%を目指す。（H28）★（府独自目標）

○南海トラフ地震防災対策推進地域の全市町村で南海トラフ地震防災対策推進計画を策定する。（H28）

○全市町村で業務継続計画を策定する。（H31）★（国：H35）

○総合的な津波避難対策を実施する。

・津波災害警戒区域等の区域指定を行う。（H28）

・全沿岸市町で津波ハザードマップを作成し、津波避難訓練を実施する。（H29）★（国：H35）

◆京都らしさを守る

○文化財建造物の耐震化、各種消火設備の所有者と連携した整備等のほか、自主防災組織と消防機関の連携による実践的訓練を全市町村で実施するなど、地域ぐるみで文化財保護対策を推進する。（H31）★（府独自目標）

○新たな観光戦略を踏まえた観光客支援マニュアルの整備等、全市町村で地域に応じた観光客保護対策を推進する。（H31）★（府独自目標）

○京都BCPを推進し、地域や業界において災害の情報共有等、連携した事業継続計画を策定する。★（府独自目標）

○過半数の中堅企業における事業継続計画の策定を目指す。（H32）

◆地域力を高める

○地域の防災力向上を図るNPO等の取組を支援するシステムを確立する。（H31）★（府独自目標）

○消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図る。（早期に消防団充足率を100%にする）

○自主防災組織の組織率100%を目指す。（H30）

○指導者向けの講習会を開催し、防災教育の指導者を育成する。（年間50人の育成を目指す）★（府独自目標）

○全市町村で要配慮者の個別避難計画の策定を目指す。★（府独自目標）

第4章 防災戦略の一覧

減災目標を達成するため、事前対策から復興対策に至るまで、7つの政策目標、22の目標、62の施策項目を掲げる。
(4ページ「戦略的地震防災対策の体系図」を参照)

第5章 戦略的地震防災対策の推進

- 国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等の各主体が、それぞれの役割を担い、連携・協働して推進する。
- 京都府防災会議の専門部会として「京都府戦略的地震防災対策推進部会」(以下「推進部会」という。)を設置し、目標の達成状況を評価検証する。
- 全部局で構成する推進会議を設置し、全庁での推進体制を確保して取り組む。
- 政策目標、目標、施策項目を実現するために、重点的に取り組む事務事業の内容、数値目標、着手時期、達成時期、実施主体を定めた推進プランを作成し、それぞれの施策・対策を実行する。
- 戦略的地震防災指針の進捗状況については、推進部会の事務局である京都府が定期的に調査・確認し、その内容を推進部会で審議し、その結果を防災会議に報告する。
- 計画・実行・評価・改善の過程を繰り返し、必要に応じて指針の見直しを行う。

体系図略

第4章 防災戦略の一覧

減災目標を達成するため、事前対策から復興対策に至るまで、5つの政策目標、17の目標、54施策項目を掲げる。
(4ページ「戦略的地震防災対策の体系図」を参照)

第5章 戦略的地震防災対策の推進

- (削除)
- (削除)
- 政策目標、目標、施策項目を実現するために、重点的に取り組む事務事業の内容、数値目標、着手時期、達成時期、実施主体を定めた推進プランを作成し、それぞれの施策・対策を実行する。
- 京都府防災会議の専門部会として設置した「京都府戦略的地震防災対策推進部会」により、目標の達成状況を評価検証し、その結果を防災会議に報告する。
- 計画・実行・評価・改善の過程を繰り返し、必要に応じて指針の見直しを行う。
- 多様な主体により総合的に取り組んできた防災対策について、これまで以上に府民や企業において強化するため、行政や府民・企業等による意見交換・情報共有を地域単位で行い、防災対策の議論を深めるとともに、危機管理の標準化の動きを踏まえて取組の点検を行うこととし、より具体性・実効性を高めた地震防災対策を推進する。

体系図略